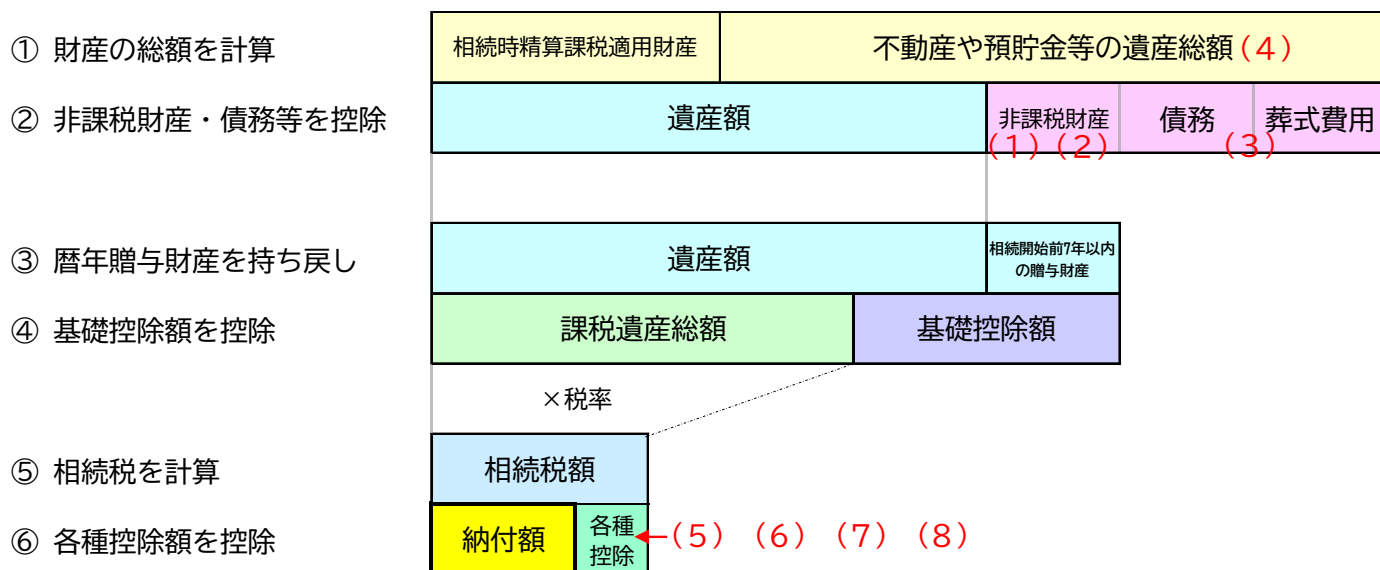


各種制度の適用と相続税申告義務の有無について

相続税には様々な規定があり、うまく活用することで税額を減らすことができます。場合によっては0円になることもあります。ただし、一部の特例を適用するには相続税の申告が必要です。

今回は、各種制度と相続税申告義務の有無に焦点を当ててまとめました。

まずは、相続税の計算の流れからご説明します。下記の【図】をご覧ください(カッコ内の数字は、次ページ以降で各種規定がどの段階で適用されるかを示しています)。



【図】

- ① 相続開始時点で遺された不動産等や預貯金等の財産額に、相続時精算課税による贈与財産の額を加算し、財産の総額を計算します。
- ② ①から非課税財産、債務及び葬式費用を控除し、遺産額を求めます。
- ③ ②の遺産額に、相続開始前7年(改正前は3年)以内の暦年贈与財産を加算し、課税価格の合計額を求めます。
- ④ ③から基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を差し引き、課税遺産総額を求めます。
申告が要件となっている特例を使わずに課税遺産総額が0円以下となる場合は、相続税の申告義務はありません。
- ⑤ ④の課税遺産総額に相続税率を適用して相続税額を求めます。
- ⑥ 税額控除の適用が受けられる場合には、⑤から一定額を控除して実際の納付額となります。

それでは、本題の申告義務の有無を中心に各種規定をご紹介します。

(1)生命保険金(死亡退職手当金)の非課税の規定を使う場合

相続人が受け取った生命保険金には、「500万円×法定相続人の数」で計算される非課税限度額があります。この非課税限度額を適用した結果、課税価格の合計額が基礎控除額以下となる場合には、**相続税の申告義務はありません**。被相続人の死亡によって支給される退職手当金等も同様の取り扱いとなります。

(2)国等に対して相続財産を寄附したため、基礎控除額を下回る場合

国や地方公共団体または認定NPO法人に対して相続財産を寄附すると、その寄附財産は非課税の取扱いとなります。その結果、課税価格の合計額が基礎控除額以下となる場合でも、**相続税の申告書を提出する必要があります**。

(3)債務や葬式費用を控除して基礎控除額を下回る場合

財産から債務や葬式費用を控除した結果、課税価格の合計額が基礎控除額以下となる場合は、**相続税の申告義務はありません**。

(4)小規模宅地の特例を使う場合

小規模宅地の特例は、その土地の価額から80%または50%を減額できる制度です。この規定を適用する場合は、計算した結果相続税額が0円となっても**相続税の申告書を提出する必要があります**。

(5)配偶者の税額軽減(いわゆる配偶者控除)を使う場合

配偶者の税額軽減は、被相続人の配偶者が取得した財産のうち、1億6千万円または法定相続分相当額のいずれか多い金額まで相続税がかからないという制度です。この規定を適用する場合は、計算した結果相続税額が0円となっても**相続税の申告書を提出する必要があります**。

(6)未成年者控除や障害者控除を適用して相続税額が0円になる場合

未成年者控除は、相続人が未成年である場合にその未成年者が18歳になるまでの年数に応じて一定額を控除する制度です。一方、障害者控除は、相続人が障害者である場合にその障害者が85歳になるまでの年数に応じて一定額を控除する制度です。これらの制度を適用した結果、相続税額が0円になる場合には**相続税の申告義務はありません**。また、これらの控除額がその相続人の相続税額を超えて引ききれない場合には、その余った控除額をその相続人の扶養義務者(実際の扶養の有無に関係なく配偶者や兄弟姉妹、三親等内の親族等)の相続税額から控除することができますが、その結果、相続税額が0円になる場合でも**相続税の申告義務はありません**。

(7)相次相続控除や外国税額控除を適用して相続税額が0円になる場合

相次相続控除は、短期間に相続が重なった場合に税負担が重くなりすぎないように一定額を控除する制度です。また、外国税額控除は、国外にある財産に対して外国で相続税に相当する税を納めた場合に一定額を控除する制度です。これらの制度を適用した結果、相続税額が0円になる場合は**相続税の申告義務はありません**。両制度の補足としては、相次相続控除は上記(6)と異なり、余った控除額があっても他の相続人から控除できず、外国税額控除は外国で納めた税の方が多くなる場合でも、申告により超過分の還付を受けることはできません。

(8)贈与税額控除を適用して相続税額が0円になる場合又は還付になる場合

① 暦年課税の場合

被相続人から相続開始前7年(改正前は3年)以内に贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されます。同じ財産に対して相続税と贈与税の二重課税を防ぐために、既に納付した贈与税額を相続税額から控除する制度が贈与税額控除です。この贈与税額控除を適用した結果、相続税額が0円となる場合は**相続税の申告義務はありません**。

併せて押さえておきたいのが、暦年課税の場合は、贈与税額控除による控除額が相続税額を超えることになってその超過額の還付を請求することができないという点です(⇔下記②)。

② 相続時精算課税の場合

相続時精算課税は、文字通り相続時に税額を精算する制度です。被相続人からこの制度の下で受けた生前の贈与財産全て(令和6年以降は基礎控除額110万円を超える部分に限る)を相続財産に加算し、納付した贈与税額がある場合には相続税額から控除します。その結果、相続税額がある場合は当然に申告が必要ですが、相続税額が0円となる場合は**相続税の申告義務はありません**。また、相続税額がマイナス(還付)となる場合、**申告義務はありませんが、申告することにより還付を受けられます**(⇔上記①)。

上記の中で特に勘違いしやすいのが(4)と(5)です。これらの規定を適用して相続税額が0円になる場合でも、申告義務自体はあるのでご注意ください。忘れたころに税務署から連絡がきて、慌てることとなります。

より詳しいご説明をご希望の方や相続税の試算をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)